

令和 5 年 3 月 22 日

蕨市立小・中学校保護者 様

蕨 市 教 育 委 員 会

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（お知らせ）

日頃より新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
この度、文部科学省から令和5年3月17日付けで「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」が発出され、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定並びに当該改定の主な内容及びその留意点が示されました。その中では、学校におけるマスク着用の基本的な考え方は「児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。」とされ、学校におけるマスク着用は原則不要とされました。

つきましては、今後の小・中学校の学校生活におけるマスクの着用に関する留意点を下記のとおりまとめましたので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 マスク着用の考え方について

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などはマスク着用が推奨されることを踏まえ、周知等必要な対応を行います。
- (3) 感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- (4) 児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- (5) 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、感染症対策を講じることがあります。部活動等において同様の活動を実施する場合も対策を講じます。
- (6) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

2 給食等の食事をする場面における対策について

- (1) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように配慮することを指導します。
- (2) その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等、各学校の教室の大きさや人数を踏まえて適切に対応いたします。

3 その他

- (1) これまで各自の机で使用していた「飛沫防止ガード」は使用しません。
- (2) 各学校の「健康観察表」等を使用し、各家庭での健康観察は引き続き行ってください。
- (3) その他、学校生活における対応等で不安なことや心配なことがありましたら、各学校にご相談ください。